

女川原発を再稼働させてはならない、これだけの理由

2024/9/22

多々良 哲

東北電力は、5月27日、女川原発2号機安全対策工事の完了を発表。9月9日に燃料装荷を完了し、現在は炉心確認や使用前事業者検査を行っており、この11月に再稼働するとしています。

3.11大震災後の東日本（しかも3.11被災地）で初めて、3.11大震災で被災した原発が、尚且つ、事故を起こした福島原発と同じ沸騰水型原発（BWR）が、動かされようとしています。

I. 現下の日本の原発政策と其中で「女川原発再稼働」が占める位置

- ・ 311大震災（そして福島原発事故）発災時に54基あった日本の原発のうち、21基がすでに廃炉となり、現在は33基となっている（他に建設中が3基）。そのうち12基が再稼働しているが、全て西日本（九州・四国・関西）の加圧水型原発（PWR）である。
- ・ 政府は2021年、第6次エネルギー基本計画を策定し、2030年の電源構成における原発比率を22~20%とした。これは原発約30基（つまり現有原発ほぼ全基）分にあたる。
- ・ この計画実現に向けて、岸田政権は、原発の再稼働促進、運転期間延長、新增設などの「原発回帰」に舵を切った。目下の焦点となっているのが、東日本のどこかでBWRを再稼働させることであり、女川原発2号機がその突破口と位置付けられている。

II. 女川原発再稼働の危険性 — 巨大震源域の縁に建つ「被災原発」であること

- ・ 311地震発生時、女川原発は大事故まで「紙一重」にあった。津波の到達まで80cm、生き残った外部電源は1系統のみ、1号機で火災発生、2号機地下に海水が浸水した。
- ・ 適合性審査の中で、2号機原子炉建屋の壁に1130箇所ものひびが出来ており、剛性が7割低下していることが発覚。6年にも亘る異例の長期審査の末の「合格」であった。
- ・ 巨大震源域（プレート境界）の縁に立地しており、過去3度も想定を上回る地震動に見舞われ、そのつど基準地震動の引き上げが行われてきた女川原発。現在の基準地震動1000ガルに耐えられる保証はないし、1000ガルを超える地震が来ない保証もない。

III. 女川原発再稼働の危険性 — 古い沸騰水型原発（BWR）であること

- ・ 福島第一原発はBWRマークI、女川原発はBWRマークI改良型であり、基本設計は地震に関する知見が未だ乏しい70~80年代に行われた。女川2号機（1995年運転開始）はまもなく30年を経過し、高経年化対策が必要な「老朽原発」の域に入る。
- ・ BWRマークIは従来から、格納容器の容積が小さ過ぎる、圧力抑制プールの水量が少な過ぎる等の脆弱性が指摘されていた（メーカーであるGE技術者の内部告発もあった）。
- ・ そもそも福島原発事故の原因究明されていないのに同じ型の原発を動かしていいのか？という重大な疑問に誰も答えていない。

IV. 女川原発2号機の安全対策工事は遅れに遅れた

- ・2022年になって、圧力抑制室（サブプレッションチェンバー）の耐震強度不足（基準地震動に耐えられない）が発覚し、新たに補強部材を追加する耐震補強工事を実施。東北電力自ら「これまでに経験のない工事」と自白し、実機模型を作成して「工法の検討」から始めなければならない難工事であった。
- ・2023年になって、火災防護対策の不備（電線管の耐火ラッピングが施工されていない）が発覚し、ラッピング工事を実施。この工事の過程で電線管のルート変更等により工事物量が增大し、工期が大幅に延びた。
- ・いずれも新規制基準適合性審査「合格」（2020年2月）の後になって、「実は不合格だった」ことが判明した形であり、大問題である。

V. 「避難計画の実効性の欠如」に論点を絞った 女川原発再稼働差止訴訟

- ・女川原発再稼働差止訴訟の経過

2018年から宮城県と石巻市の避難計画について、避難経路を自走して検証・調査しながら、宮城県と石巻市に質問書や情報公開請求を行うなかで、宮城県と石巻市の避難計画に実効性が著しく欠けていることを確認する。

仮処分申し立て

2019/11/12 宮城県と石巻市に「地元同意」の差止を求めて仙台地裁に仮処分申立

2020/07/06 仙台地裁は申立を却下。即時抗告

2020/10/23 仙台高裁は即時抗告を棄却

一審（仙台地裁）

2021/05/28 提訴 2/11/28 結審

2023/05/24 判決（原告住民の請求棄却）

控訴審（仙台高裁）

2023/06/05 控訴提起 2024/07/17 結審 2024/11/27 判決期日

- ・女川原発再稼働差止訴訟の特徴

深層防護第5層「避難計画」の不備のみを理由としたことが大きな特徴。これまでの全国原発訴訟は、新規制基準が合理的とはいえないこと、各原発が新規制基準に適合しているとの原子力規制委員会の判断が合理的とはいえないことをメインとしてきた。

<避難計画の不備に絞った理由>

- ① 短期決戦が可能である。 ② 過度な科学論争を回避できる。
- ③ 住民の調査と常識で不備を判断できる。 ④ 情報公開と質問書で不備を暴ける。

- ・「避難計画に実効性がない10の理由」をあげつつ、訴訟の最終段階で以下の2点に絞る。

- ① 検査場所を開設できない。

現場の配置図（動線）等の準備ができていない。

レーン、要員、資材、食料等々、検査場所の開設必要な一切の搬送ができない。

- ② バスの確保と配備ができない。

責任の所在についての県とバス協会の意見の対立。

運転手が拘束時間内に戻れない（検査場所、受付ステーションの交通渋滞）

- 添乗員の確保・添乗員の役割検討未了、トイレ・水・食料・体調不良者の対策未了
- ・被告・東北電力は、避難計画の実効性に正面から反論せず、以下の2点を主張している。
 - 避難計画の実効性を議論する前提として、事故の具体的危険の主張・立証が必要だが、原告はそれをしていない。
 - 内閣府主催の「女川地域原子力防災協議会」が、令和2年3月25日、「具体的・合理的」であることを「確認」している。
- つまり、「深層防護」の原則 — 第1層～第4層までの防護が突破されることを前提に第5層（発電所外の防災対策）が法的に義務付けられたこと — を否定している。
- 避難計画の実効性の中身に立ち入らないで、「門前払い」することを主張している。
- ・控訴審の判決は、2024年11月27日(水)14時半～、仙台高裁にて。ご注目を！

VI. 能登半島地震は大自然からの「最後の警告」である！

- ・能登半島地震で動いた断層は約150km（地震調査委員会）だが、北陸電力は志賀原発の審査の中でこれを96kmと過小評価していた。北陸電力は海底探査で地層の変形が見られなかったことを根拠としていたが、海底探査の限界や不十分さ、活断層の運動可能性を評価することの困難さが突きつけられた。
- ・全国の原発の沿岸海域で、断層の再調査、運動可能性（その規模や長さ）の再評価、それに基づく基準地震動の再策定が必要である。女川原発の沿岸海域にもいくつもの活断層があることがわかっているが、海域断層調査の範囲はわずか30km圏であり、まったく不十分。果たして、活断層の見落としはないのか？ 陸域を含めて運動可能性は過小評価されていないのか？
- ・今回の能登半島地震では延長100km近くにわたって最大4m隆起するという、驚くべき地殻変動があった。地震時の地殻変動（隆起、沈降等）に対する原発施設の安全性についても、能登半島地震から得られる知見を踏まえた再検証が不可欠である。
- ・今回の能登半島地震では、家屋の倒壊・損傷、土砂崩れなどによる道路の寸断が多発。通信環境も悪化し、半島部の全域に「陸の孤島」と化した孤立集落が広がった（志賀原発周辺9市町の住宅被害は2万件超、志賀原発重大事故時の避難ルート11路線のうち7路線が通行止め）。さらにモニタリングポストの欠測が多数発生し、適切な避難指示が出来ない状況であった。
- ・もし志賀原発が稼働中で、放射能が大量に漏れる事故が起きていたら、住民は屋内退避も広域避難も出来ず、放射線量が上がる屋外（に近い環境）で、為すすべなく被ばくを強いられていた。まさに「棄民」として放置されたことは確実である。
- ・能登半島地震は、地震津波と原発事故の複合災害時に被ばくを防ぐ対策の困難さ、とくに半島部にある原発の地理的リスクを突きつけた。このことは、牡鹿半島の付け根に位置する女川原発にもそのまま当てはまる。
- ・総じて、原子力災害対策指針とそれに基づく住民避難計画が、地震・津波と原発事故の複合災害にはまったく役に立たない「絵に描いた餅」であることが露呈した。「原子力災害対策が全面崩壊した」状態で原発を再稼働させることがあってはならない。